

# 国際大会等選手選考規程

## (目的)

第1条 一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（以下「JPDSA」という。）における国際大会等への選手派遣に関することを定める。

## (選考対象)

### 第2条

JPDSA に選手として登録されている選手、かつ IPC 登録選手であり、下記の選考基準を満たす者を選考対象とし、医学的観点を含め、選考委員会が最終判断し日本代表選手として推薦する。

## (選考時期)

### 第3条

競技実績については、国際大会等への参加申込期日前、1年内に行われた競技会の成績を対象とし、さらにその他選考基準を考慮し代表選手を決定する。

## (選考基準)

### 第4条

以下の基準により、各競技部門ごとに2名または2カップルまでを順次選考対象とする。

- (1) JPDSA の主催または公認する全日本選抜選手権において、優勝及び準優勝した者又はカップル
- (2) JPDSA の主催または公認する全日本選抜選手権以外の大会において、優勝及び準優勝、または日本人のうちで上位2番までとなった者又はカップル
- (3) 国外の大会で優秀な成績を残した者またはカップル
- (4) メダル獲得の可能性のある者、あるいはそれに準じる競技力の認められる者
- (5) JPDSA の講習会及び練習会に参加し既定のポイントを満たしている者
- (6) 医学的観点を含め、日本代表選手として推薦できる者

2 本条第1項において同点となった場合は以下のとおりとする。

- (1) 年間ランキング(上位2試合)が同点で、かつランキングをつける必要がある場合は、スタンダード・ラテン両セクションに出場1次予選をそれぞれ2回以上通過している選手を上位とする。
- (2) 次に公認欠場の数が多い選手とする。〔公認欠場の意味：公認対象競技会が派遣競技会と重なった場合(派遣競技会開催日±2日を含む)その国内試合は公欠とする〕
- (3) それでも同点の場合は、第3(第4、第5)対象競技会へと順次比較検討していく。
- (4) まだ、同点の場合は、全競技会の順位をスケーティングシステムで検討する。
- (5) 以上の結果においても、まだ同位の場合には、選考委員会の決定による。

3 下記項目の特別な事情のある場合において、選考委員会において代表選手の選考を行うことができる。

(1) 公認欠場により選考競技会に出場できない場合

(2) 上位選手が出場できず、順位を次点以下に繰り下げる場合

(派遣中止)

#### 第5条

下記項目の特別な事情のある場合において、選考委員会において派遣中止を行うことができる。

(1) JPDSA 代表派遣選手として著しく不相当と判断した場合

(2) 開催地の危険度が高い場合

(3) その他、JPDSA が妥当な理由があると認めた場合 (特別な事情の選考)

#### 附則

1 本規程は、令和元年11月5日から施行する

以上